平成29年 第9回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年9月11日(月)午前11:00~11:30

2. 場 所: 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏 名
会 長	1 0	工藤 昭治
委員	2	谷地村久人
"	4	高見憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
"	7	長根 孝衛
"	8	小澤 守昭
"	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (2人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第18号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成29年第9回9月の総会)

	(十)及 23 平泉 9 回 9 万の心会/		
議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。		
	唱和の音頭を、6番 長井 進 君にお願いします。		
	(新郷村村民憲章の唱和)		
議長	本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第9		
	回新郷村農業委員会総会を開会いたします。		
	日程第1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。		
	議事録署名委員は、議長指名と言うことで、ご異議ありませんか。		
	異議なし		
議長	それでは、議事録署名委員には4番 高見 憲正君並びに8番、小澤 守昭君を指		
	名いたします。		
議長	次に、日程第2、諸般の報告をします。		
	諸般の報告については、配布のとおりでありますが事務局より報告事項の朗読と説		
	明を求めます。		
事務局	諸般の報告について朗読と説明		
議長	次に、日程第3 議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員		
	会の許可について」を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明を		
	求めます。		
事務局	3ページをお開き下さい。		
	日程第3 議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に		
	ついて説明いたします。		
	農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審		
	議を求めるものです。		
	今月の農地法第3条の許可申請は、賃貸借が3件、使用貸借が3件、所有権移転が		
	2件、併せて8件の申請であります。		
	議案第 18 号、受付番号 26 号から受付番号 30 号までの申請は譲受人が農業次世代		
	人材投資事業、旧青年就農給付金の事業継続のため申請です。		
	4ページをお開き下さい。		
	受付番号第26号は、3条賃貸借権の申請で設定期間は、5年間です。4ページに議		
	案書の写し、5ページに農地法3条1項の調査書、6ページに許可申請書の写し、7		
	ページに賃貸借契約書の写し、8 ページに位置図を添付しておりますので参考にして 		
	ください。		

また、5ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

9ページをお開き下さい。

受付番号第 27 号は、3 条賃貸借権の申請で設定期間は、5 年間です。9 ページに 議案書の写し、10 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、11 ページに許可申請書の写し、12 ページに賃貸借契約書の写し、13 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。

また、10ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の 常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しな いため、許可要件を満たしていると考えます。

14ページをお開きください。

受付番号第 28 号は、3 条賃貸借権の申請で設定期間は、5 年間です。14 ページに 議案書の写し、15 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、16 ページに許可申請書の写し、17 ページに農地等賃貸借契約書の写し、18 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。

また、15ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

19ページをお開きください。

受付番号第29号は、3条使用貸借権の申請で設定期間は、10年間です。19ページに 議案書の写し、20ページに 農地法3条1項の調査書、21ページに許可申請書の写し、22ページに使用貸借契約書の写し、23ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。

また、20ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

24ページをお開きください。

受付番号第30号は、使用貸借権の申請で設定期間は、10年間です。24ページに議案書の写し、25ページに農地法3条1項の調査書、26ページに許可申請書の写し、27ページに使用貸借契約書の写し、28ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。

また、21ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の 常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しな

	いため、許可要件を満たしていると考えます 以上、受付番号第 26 号から第 30 号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番、長根委員から報告を求めます。
長 根	議案第 18 号 受付番号第 26 号から第 30 号までの現地調査の結果を報告します。
委員	申請地5件の地目は田及び畑であり、使用貸借及び賃貸借後は畑として利用すると
	言うことであります。
	借り受け人は、農業次世代人材投資事業の事業継続のため申請したものでありま
	す。
	また、利用状況や経営面積からみても特段、問題無いと考えます。
	これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問
	題は無いものと考えます。
	以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただいまの事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。
	引き続き日程第3 議案第 18号 「農地法第3条第1項の規定に基
	づく農業委員会の許可について」を議題といたします。
	受付番号第 31 号から第 32 号について審議に付します。
	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	29 ページをお開き下さい。
	それでは、受付番号第31号から第32号について説明いたします
	議案第 18 号、受付番号第 31 号及び 32 号の申請は、県営中山間総合整備事業の馬
	場谷地地区農道・用排整備事業の用地取得に伴う所有権の交換です。交換に係る理由
	は、圃場整備の換地処分での登記誤りが原因です。
	受付番号第31号の申請は、29ページに議案書の写し、30ページに農地法3条1項
	の調査書、31ページに許可申請書の写し、32ページに位置図を添付しておりますの
	で参考にしてください。
	また、30ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の
	常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しな
	いため、許可要件を満たしていると考えます。
	33ページをお開き下さい。
	受付番号第32号の申請は、33ページに議案書の写し、34ページに農地法3条1項

の調査書、35ページに許可申請書の写し、36ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。

また、34ページに農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上、受付番号第31号、32号の説明を終わります。

議長

ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 5 番、小坂職務 代理から報告を求めます。

小坂

議案第 18 号 受付番号第 31 号から第 32 号の現地調査の結果を報告します。

職務代理

受付番号第 31 号及び第 32 号の申請地の地目は田であります。2 件の申請地は圃場整備の換地処分でお互いの所有権誤りのため、交換の申請をしたものであり、交換後も農地として利用すると言うことであります。

また、利用状況や経営面積、農作業の常時従事等、特段問題無いと考えます。

これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。

以上、現地調査の結果報告とします。

議長

ただいまの事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。

質疑意見なし

議長

質疑、意見なしと認めます。

引き続き日程第3 議案第18号 「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

受付番号第33号について審議に付します。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

37ページをお開き下さい。

それでは、受付番号第33号について説明いたします。

議案第 18 号、受付番号第 33 号の申請は譲渡人が、農業者年金を引き続き受給するため、親子間の使用貸借権の設定であり、設定期間は 10 年間です。

受付番号第33号の申請は、37ページに議案書の写し、38ページに農地法3条1項の調査書、39ページに許可申請書の写し、40ページに使用貸借契約書の写し、41ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。

また、38ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

	なお、この申請については、農業者年金を引き続き受給するためのものであり、利		
	用状況調査については省略いたしました。		
	以上、受付番号第33号の説明を終わります。		
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。		
	質疑意見なし		
議長	質疑、意見なしと認めます。		
	これより、採決いたします。		
	議案第 18 号受付番号第 26 号から第 33 号まで、原案のとおり決定すること		
	にご異議ありませんか。		
	異議なし		
議長	異議なしと認めます。		
	よって、議案第 18 号は原案のとおり決定しました。		
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。		
	これをもって、平成 29 年 第 9 回新郷村農業委員会総会を閉会いた		
	します。		

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

議長

署名者

署名者